

令和 3 年 4 月 1 日



笠岡市長 殿

所 在 地	<u>笠岡市六島7572</u>
協 議 会 名	<u>六島まちづくり協議会</u>
協 議 会 長 名	<u>会長 三宅 千歳</u>

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）交付申請書

笠岡市魅力あるまちづくり交付金の交付を受けたいので、笠岡市魅力あるまちづくり交付金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 1,360,000 円

【添付書類】

- （1）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書（様式第2号）
- （2）笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書（様式第3号）
- （3）事務所借上げに係る賃貸借契約書の写し又はこれに類する書類
- （4）まちづくり協議会の規約及び役員名簿
- （5）その他参考となる書類

様式第2号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）活動計画書

協議会名 六島まちづくり協議会

実施期間	令和 3 年4月1日から 令和 4 年3月31日まで		
会議の 開催予定	会議の種類	開催予定	
	定例会	毎月一回	
活動費の 活動予定	活動名	目的, 活動実施により期待される効果	実施内容
	パンフレット発 刊事業	主に観光客のための島内案内地図を作成する	パンフレットの作成。今までの“むし マップ”を新たにQRコードから観光ス ポットの動画案内（島民が案内）が見れ るように改良する。QRコード作成やド ローン撮影など専門的な事は講師の方 に指導いただく。
		観光客が六島で有意義な時間を過ごしてもら う事ができる	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	
		【目的】	
		【効果】	

※ 会議の開催予定及び活動費の開催予定の区分欄は、適宜変更して使用すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 3 年度笠岡市魅力あるまちづくり交付金（運営交付金）収支予算書

協議会名 六島まちづくり協議会

【収入の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
市交付金	1,360,000	
その他収入	0	
計	1,360,000	

【支出の部】

(単位：円)

費 目	金 額	摘 要
人件費	800,000	会長180,000円、事務職620,000円
賃借料	240,000	月20,000円×12ヶ月
光熱水費	120,000	月10,000円×12ヶ月
運営費	100,000	
消耗品費	14,820	別添「【運営費】積算資料」のとおり
食糧費	5,000	〃
印刷製本費	0	〃
修繕料	0	〃
通信運搬費	0	〃
手数料	0	〃
使用料及び賃借料	50,000	〃
旅費	15,000	〃
備品購入費	15,180	〃
活動費	100,000	
パンフレット発刊事業	100,000	別添「【活動費】積算資料①」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料②」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料③」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料④」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑤」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑥」のとおり
	0	別添「【活動費】積算資料⑦」のとおり
計	1,360,000	

※ 収入及び支出の区分欄は、適宜変更して使用すること。

運営費積算

計	100,000	円
---	---------	---

消耗品費

内 容	金 額	積 算
事務用品	14,820	プリンターインク@5,200円×2箱 コピー用紙@400円×2 その他事務用品3,620円
計	14,820	

食糧費

内 容	金 額	積 算
会議等の飲料代	5,000	ペットボトルお茶24本入り@2,000×2 運送船賃@500円×2
計	5,000	

印刷製本費

[illegible]

修繕料

内 容	金 額	積 算
計	0	

通信運搬費

内 容	金 額	積 算
計	0	

手数料

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
事務所インターネット使用料	50,000	15GBまでの利用料3,300円、30GBまでの利用料5,775円（データ使用量によって変動）
計	50,000	

旅費

内 容	金 額	積 算
旅費	15,000	笠岡までの往復船賃@2,560×6回
計	15,000	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
事務所備品購入	15,180	ホワイトボード 1800mm×900mm 1台
計	15,180	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

パンフレット発刊事業

100,000

月

報償費

内 容	金 額	積 算
講師謝礼	40,000	福井敬司氏に技術指導謝礼として@5,000円×2時間×4日
撮影指導謝礼	10,000	ドローン撮影指導@5,000×1時間×2日
計	50,000	

旅費

内 容	金 額	積 算
講師旅費	15,360	笠岡からの往復船賃@2,560円×6回
計	15,360	

需用費

[illegible]

役務費

内 容	金 額	積 算
計	0	

使用料及び賃借料

内 容	金 額	積 算
計	0	

備品購入費

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

内 容	金 額	積 算
計	0	

※欄が足りない場合は協働のまちづくり課へ連絡ください。

六島まちづくり協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、笠岡市自治基本条例に基づき、地域住民が自らの考えと行動によって地域の課題を解決し、安全で安心して暮らせる活気あるまちづくりを推進することにより、住民が「豊かさを感じる島づくり」を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、六島まちづくり協議会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、六島とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、笠岡市六島 7572 番地に置く。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住みやすい島づくり
- (2) 人が輝く島づくり
- (3) 次代につなぐ島づくり
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第6条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 地位住民
- (2) 地域で活動する各種団体
- (3) その他本会が承認する者

第3章 役員

(役員の種別)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 8名以上10名以内
- (4) 監事 1名

(役員の選出)

第8条 役員の選出は、次のとおりとする。

- (1) 代議員は、第6条に規定する会員から選出する。
- (2) 理事は、代議員の中から互選する。
- (3) 会長及び副会長は、理事の中から互選する。
- (4) 監事は、会員から選出する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1期2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、会長職については、最長3期までとする。
- 3 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ指定された順位でその職務を代理する。
- 3 理事は、理事会に出席し、本会の運営について協議する。
- 4 代議員は、総会に出席し、地域の課題等を協議するほか、実践活動の中心的な役割を担う。
- 5 監事は、本会の事業及び会計の監査を行う。

第4章 事務局職員

(事務局職員)

第11条 本会の会計及び日常業務を処理するため、事務局職員を置くことができる。

- 2 事務局職員の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

第5章 会議

(会議の招集)

第12条 会議は、会長が招集する。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

第14条 総会は、第7条に規定する役員をもって構成する。

第15条 通常総会は、毎年5月末日までに開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときに開催する。

- (1) 理事会の同意を得て、会長が必要と認めたとき。
- (2) 役員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったとき。

第16条 総会は、役員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第17条 総会の議長は、その総会において出席した役員の中から選出する。

第18条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員を選任
- (3) 事業計画及び事業報告
- (4) 予算及び決算
- (5) その他重要事項に関すること。

第19条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1号に規定する規約の改廃は、出席者の3分の2以上の賛成を得なければならない。

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及び結果

2 議事録は、議長及びその総会において専任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

(理事会)

第21条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事で構成し、本会の運営等について協議する。

(部会)

第22条 総会及び理事会で決議された事項を実施するため、必要に応じて部会を設けることができる。

第6章 会計

(会計)

第23条 本会の運営に関する経費は、委託料、補助金、交付金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 その他

(その他)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会で定める。

付則

(施行期日)

1 この規約は、平成23年10月3日から施行する。

(会計年度の特例)

2 本会の設立初年度の会計年度は、第24条の規定にかかわらず、設立の日から翌年3月31日までとする。